



第101期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2019年6月20日（木曜日）
午前10時30分

開催場所

大阪市中央区本町橋2番8号

大阪商工会議所
7階国際会議ホール

※ 末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

議決権行使期限

2019年6月19日（水曜日）
午後5時30分まで

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件

目次

■ 第101期定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
■ 事業報告	4
■ 連結計算書類	19
■ 計算書類	32
■ 監査報告書	42
■ 株主総会参考書類	45
株主総会会場ご案内図	



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からもご覧
いただけます。

<https://s.srdb.jp/2692/>



伊藤忠食品株式会社

証券コード 2692

株 主 各 位

大阪市中央区城見二丁目2番22号

伊藤忠食品株式会社

代表取締役社長 岡 本 均

第101期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第101期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年6月19日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月20日（木曜日）午前10時30分
 2. 場 所 大阪市中央区本町橋2番8号
大阪商工会議所 7階国際会議ホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
 3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第101期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第101期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役10名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.itochu-shokuhin.com/>) に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

【株主総会にご出席の場合】

1. お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
2. 代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面を同封の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。
なお、代理人は、議決権を有する株主様1名とさせていただきます。

【株主総会にご出席願えない場合】

次のいずれかの方法により、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

1. 書面の郵送による方法

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月19日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

2. インターネット等による方法

(1) ①パソコンをご利用の方

下記の議決権行使ウェブサイトアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご登録ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

②スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容の変更をされる場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります（QRコードは、株式会社デンソーウェアの登録商標です）。

- (2) 議決権の行使期限は、2019年6月19日（水曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

- (5) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
- (6) パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて
- ・パスワードはご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切に取扱ってください。
 - ・パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内にしたがってお手続きください。
 - ・議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社  **0120-652-031**
証券代行ウェブサポート専用ダイヤル (受付時間 午前9時～午後9時)

その他のご照会は、下記にお問い合わせください。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社にお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行株式会社  **0120-782-031**
証券代行部 (受付時間 土日休日を除く午前9時～午後5時)

<機関投資家の皆様へ>

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

以上

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

招集ご通知

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境などの改善を背景に緩やかながら回復基調で推移したものの、米中の貿易摩擦、英国のEU離脱交渉などの国際情勢に対する不安や、国内各地で発生した地震や豪雨、台風などの影響により、先行き不透明な状況が続きました。

食品流通業界におきましては、物価上昇による実質賃金の伸び悩みにより消費者の生活防衛・節約志向は依然として強く、また、人手不足とこれに伴う労働コストの上昇や物流費の高騰、加えて業種・業態の垣根を越えた競争の激化から引き続き厳しい事業環境となりました。

このような状況の中、当社グループは、「中期経営計画」の3年目となる当連結会計年度のミッションを『「変化への対応」と「基盤の強化」～さらなるグッドカンパニーを目指して～』とし、「営業・物流・情報・マーチャンダイジング・マーケティング・決済」という卸の基本機能を高め、並行して業務改革のさらなる推進によりローコストオペレーションを追求してまいりました。また、重点戦略として位置づけている、優良得意先との取り組み強化に努めるとともに、ドラッグストア等の成長業態向け加工食品・飲料の拡販を推し進め、さらにEC関連や当社子会社で百貨店等のグロッサリー売り場の運営を行っております(株)アイ・エム・シーの事業拡大にも取り組んでまいりました。また、菓子流通業界への参入を目的にヤマエ久野(株)との合併会社、ワイ&アイホールディングス(同)を設立し、コンフェックスホールディングス(株)への資本参加を実施いたしました。

② 業績

[売上高]

当連結会計年度の売上高は、組織小売業との取引拡大や販路開拓などにより6,671億28百万円となりました。

なお、商品分類別の売上高は以下のとおりであります。

商品分類	売上高	構成比	前期比増減率
ビール	168,453百万円	25.2%	△6.2%
和洋酒	108,437	16.3	△1.2
調味料・缶詰	104,818	15.7	5.6
嗜好・飲料	138,324	20.7	7.3
麺・乾物	46,721	7.0	5.8
冷凍・チルド	25,541	3.8	3.1
ギフト	49,064	7.4	△1.5
その他	25,766	3.9	4.8
合計	667,128百万円	100.0%	0.9%

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 発泡酒及びビール風アルコール飲料(第3のビール)の売上高は「ビール」に含んでおります。

〔経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益〕

利益面では、取引拡大により売上総利益額は増加したものの、物流費など販売費及び一般管理費が増加したことにより、経常利益は4,943百万円となりました。

また、親会社株主に帰属する当期純利益は、3,309百万円となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は7億51百万円で、その主なものは物流センターの設備購入費用等4億35百万円及びシステム関連投資1億59百万円であります。

これらの設備投資に必要な資金は自己資金によりまかなっております。

(3) 対処すべき課題

食品流通業界は、人口減少・少子高齢化による総需要の減少、小売業態間の競争激化、物流コストの上昇、消費者の購買行動の多様化などが同時進行しており、従来のビジネスモデルだけでは対応が困難な局面に差し掛かっております。

このような状況下、当社グループは「中期経営計画」の達成に向け、引き続き中核事業である組織小売業との取引深耕、新規事業の開拓と収益化に取り組みとともに、業務改革の推進やローコストオペレーションの追求、新技術の活用により、売上と収益の拡大を目指してまいります。

当社グループが将来にわたり成長し続けるためには、常に環境の変化を機敏に捉え、顧客のニーズを先取りし、卸機能を一層磨いていくことが課題であると認識しております。そして、卸としての価値を高めると同時に、事業を通じて社会課題を解決し社会に貢献することで、すべてのステークホルダーから「信頼」されるグッドカンパニーを目指してまいります。

(4) 財産及び損益の状況

区 分	第98期 2015年度	第99期 2016年度	第100期 2017年度	第101期 (当期) 2018年度
売 上 高 (百万円)	653,016	631,002	660,899	667,128
営 業 利 益 (百万円)	3,983	3,779	4,246	4,042
経 常 利 益 (百万円)	4,669	4,565	5,032	4,943
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,002	3,372	4,031	3,309
1株当たり当期純利益 (円)	233.91	265.11	317.73	260.86
総 資 産 (百万円)	219,116	211,367	234,532	232,289
純 資 産 (百万円)	76,732	79,702	84,262	85,049
1株当たり純資産 (円)	5,975.37	6,280.07	6,639.43	6,697.55

(注) 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』（企業会計基準第28号平成30年2月16日）を当連結会計年度より適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、前連結会計年度の金額は組替え後の金額で表示しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は伊藤忠商事株式会社で、同社は間接保有を含み当社株式を6,634千株（議決権比率52.3%）保有しております。

当社は総合商社である同社の食品流通の中核を担っており、中間流通業としての機能分担と相互協力を行うことでグループ全体の企業価値向上に努めております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

(ア) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

(商品仕入)

取引条件は他の仕入先と同様、市場価格を勘案し協議の上、決定しております。また、環境の変化等に応じて適宜見直しを行っております。

(資金の預入)

当社の運用方針に従い、預入期間に応じた市場金利を勘案の上、合理的な判断に基づき決定しております。

(物流センターの賃借)

賃借の条件は見積もり合わせや近隣相場を勘案の上、合理的な判断に基づき決定しております。

(イ) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断及びその理由

親会社との取引は、当社社内規程に基づき、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、当社の利益を害することはないと当社の取締役会は判断しております。

(ウ) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権の比率	主要な事業内容
新日本流通サービス株式会社	20百万円	100.0%	貨物運送取扱業
ISCビジネスサポート株式会社	90	100.0	サービス業
株式会社スハラ食品	95	99.0	酒類・食品卸売業
株式会社アイ・エム・シー	100	100.0	サービス業
ワイ&アイホールディングス合同会社	100	50.1	投資事業

(注)2018年12月7日にワイ&アイホールディングス合同会社を設立いたしました。

当社の連結子会社は「③重要な子会社の状況」に記載している5社であり、持分法適用会社は3社（非連結子会社1社及び関連会社2社）であります。

(6) 主要な事業内容

当社グループの主要事業は酒類及び食品の卸売であります。

(7) 主要な事業所

① 当社の主要な事業所

本 社 : 大阪、東京
営 業 所 : 大阪、東京、名古屋、北海道、仙台、中国、九州
物 流 セ ン タ ー : 北海道、仙台、相模原、大府、関西、広島、福岡

② 主要な子会社の事業所

新日本流通サービス(株) 本社：大阪 物流センター：中京
ISCビジネスサポート(株) 本社：東京
(株)スハラ食品 本社：北海道
(株)アイ・エム・シー 本社：大阪
ワイ&アイホールディングス(同) 本社：東京

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
1,145名	24名増

(注) 上記には臨時従業員977名(年間平均人員数)を含んでおりません。

(9) 主要な借入先及び借入額(2019年3月31日現在)

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 13,032,690株
- (注) 発行済株式の総数には自己株式が345,337株含まれております。
- (3) 株 主 数 13,370名 (前期末比392名増)
- (4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社	6,620 千株	52.18 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・アサヒビール株式会社退職給付信託口)	815	6.42
味 の 素 株 式 会 社	339	2.67
ア サ ヒ ビ ー ル 株 式 会 社	296	2.34
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社 退職給付信託みずほ銀行口 再信託受託者資産管理サービス 信 託 銀 行 株 式 会 社	249	1.96
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口)	207	1.63
伊 藤 忠 食 品 従 業 員 持 株 会	128	1.02
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信託銀行株式会社 (信託口)	128	1.01
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口5)	93	0.74
は ご ろ も フ ー ズ 株 式 会 社	87	0.69

- (注) 1. 上記のほか、自己株式が345千株あります。
2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・アサヒビール株式会社退職給付信託口) の所有株式は、アサヒビール株式会社が所有していた当社株式を三井住友信託銀行株式会社に信託したものが、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託されたもので、議決権はアサヒビール株式会社に留保されております。
4. みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社の所有株式は、株式会社みずほ銀行が所有していた当社株式をみずほ信託銀行株式会社に信託したものが、資産管理サービス信託銀行株式会社に再信託されたもので、議決権は株式会社みずほ銀行に留保されております。
- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項等
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡 本 均	社長執行役員
取 締 役	濱 口 泰 三	相談役、株式会社ミルボン社外取締役
取 締 役	大 釜 賢 一	専務執行役員営業グループグループ長、株式会社アイ・エム・シー代表取締役会長
取 締 役	三 浦 浩 一	専務執行役員営業グループ副グループ長(兼)東海営業本部管掌
取 締 役	川 口 浩 一	執行役員職能本部本部長(兼)経営企画本部本部長(兼)情報システム本部本部長(兼)コンプライアンス担当(兼)C S R 担当
取 締 役	大 崎 剛	執行役員広域第四営業本部本部長
取 締 役	橋 本 健	タカラスタンダード株式会社社外取締役
取 締 役	宮 坂 泰 行	宮坂泰行公認会計士事務所所長（公認会計士）、参天製薬株式会社社外監査役
取 締 役	細 見 研 介	伊藤忠商事株式会社執行役員食品流通部門長、株式会社日本アクセス取締役（非常勤）、株式会社ファミリーマート社外取締役、TAIWAN DISTRIBUTION CENTER CO.,LTD.副董事長（非常勤）、ワタキューセイモア株式会社社外監査役
常 勤 監 査 役	姫 野 彰	—
監 査 役	増 岡 研 介	増岡総合法律事務所所長（弁護士）、株式会社吉野家ホールディングス社外監査役、株式会社TJMデザイン社外監査役
監 査 役	萩 原 武	伊藤忠商事株式会社食品流通部門長補佐(兼)食品流通部長
監 査 役	太 田 有 哉	伊藤忠商事株式会社食料カンパニーC F O 補佐(兼)食料リスク管理室長、伊藤忠食糧株式会社監査役（非常勤）

- (注) 1. 取締役橋本健氏及び宮坂泰行氏は、社外取締役であります。なお、当社は、橋本健氏及び宮坂泰行氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役姫野彰氏及び増岡研介氏は、社外監査役であります。なお、当社は、姫野彰氏及び増岡研介氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当事業年度中に就任した取締役及び監査役
2018年6月21日開催の第100期定時株主総会において、新たに、岡本均氏及び宮坂泰行氏は取締役に選任され、また、萩原武氏は監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
4. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役
2018年6月21日開催の第100期定時株主総会終結のときをもって、酒井健雄氏及び川村博氏は任期満了により取締役を退任し、桜木正人氏は辞任により監査役を退任されました。また、2018年8月31日をもって、後藤晶彦氏は辞任により取締役を退任されました。

5. 当事業年度末日後の2019年4月1日付で、次のとおり取締役の担当等を変更いたしました。

氏名	新	旧
大 釜 賢 一	取締役専務執行役員営業統括部門部門長	取締役専務執行役員営業グループグループ長
三 浦 浩 一	取締役理事営業統括部門付（東海営業本部担当）	取締役専務執行役員営業グループ副グループ長(兼)東海営業本部管掌
川 口 浩 一	取締役常務執行役員管理統括部門部門長(兼)管理本部本部長(兼)コンプライアンス担当(兼)CSR担当	取締役執行役員職能本部本部長(兼)経営企画本部本部長(兼)情報システム本部本部長(兼)コンプライアンス担当(兼)CSR担当
大 崎 剛	取締役執行役員経営統括部門部門長	取締役執行役員広域第四営業本部本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）ならびに監査役である増岡研介氏、萩原武氏及び太田有哉氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	12名 (3名)	228百万円 (9百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (2名)	32百万円 (22百万円)
合 計	17名 (5名)	260百万円 (32百万円)

(注) 支給額には当事業年度に係る役員賞与支給予定額55百万円を含めております。なお、2018年6月21日に役員賞与83百万円を支給しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況

区 分	氏 名	兼職先	兼職の内容	関係
取締役	橋 本 健	タカラスタンダード株式会社	社外取締役	—
	宮 坂 泰 行	宮坂泰行公認会計士事務所	所長（公認会計士）	—
		参天製薬株式会社	社外監査役	—
監査役	姫 野 彰	—	—	—
	増 岡 研 介	増岡総合法律事務所	所長（弁護士）	—
		株式会社吉野家ホールディングス	社外監査役	仕入先
		株式会社TJMデザイン	社外監査役	—

- ② 特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③ 主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	橋本 健	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っており、議事の活性化に貢献しております。
	宮坂 泰行	取締役就任以降開催の取締役会11回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地等から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	姫野 彰	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会15回のすべてに出席し、議事の進行を含め議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	増岡 研介	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会15回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地等から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	49百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検討を行った結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号いずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会にて、解任の旨及び解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の適切性、妥当性、独立性を阻害する事由の発生等により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役会は、会社法第344条に基づいて監査役会が決定した会計監査人の不再任議案を、株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務ならびに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制を以下のとおり整備しております。以下、2006年5月15日の取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」の概要を記載します。(2019年4月26日付で一部改訂を行っております。)

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令・定款・株主総会決議・取締役会規程及び「社是」・「企業理念」・「企業行動基準」に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務執行を監督する。
- ② 取締役及び使用人は、取締役会が決定した役割と職務範囲において法令、定款、取締役会決議及び「業務分掌規程」「職務権限責任規程」その他社内規程に従い、当社の職務を執行する。
- ③ コンプライアンス委員会、独占禁止法分科会、モニタリングチーム、コンプライアンス責任者会議、I S Cグループコンプライアンス連絡会を設置するとともに、「伊藤忠食品グループコンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス体制の整備、維持、向上に努める。
- ④ 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに社長に報告するとともに、遅滞なく監査役及び関連する役員に報告するものとする。
- ⑤ 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての通報体制として、コンプライアンス担当役員、弁護士及び外部通報窓口を情報受領者とする内部通報システムを整備し、「伊藤忠食品グループ内部通報制度(ホットライン)規程」に基づきその運用を行うこととする。また、通報したのに対し、当該通報をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも行わない。
- ⑥ 社長直轄の監査部を設置し、「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況や業務遂行の手続き及び内容の妥当性等について定期的に内部監査を実施し、社長及び監査役にその結果を報告する。また、判明した指摘・提言事項の改善状況については適時フォローアップ監査を実施する。
- ⑦ 監査役はコンプライアンス体制及び内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができるものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係わる情報については、株主総会議事録・取締役会議事録等法定文書のほか重要情報の記載がある文書等(電磁的記録を含む)について各種情報の漏洩を防止するために、「文書管理規程」、「情報管理規程」、「ITセキュリティ管理規則」、「個人情報保護規程」等情報管理に関する規程類の定めるところに従い、適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。
- ② 適時開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集し、法令に従い、適時に正確かつ十分に開示することとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、重大なリスクである信用リスクについては「与信管理規程」に従い担当専門部署にて取引限度額の設定や不良債権の防止策の検討を行うとともに、投資リスクについては「一般投資管理規程」及び「投資委員会規程」に従い関連部署からなる投資委員会にて討議・審査を行うこと等、必要なリスク管理体制の整備と強化を図ることとする。
- ② 安心、安全な商品の安定供給という社会的責任を果たすため、食品安全管理の対応については、品質保証部を設置し、「伊藤忠食品グループコンプライアンス規程」に従い、商品表示の調査・確認、商品事故の予防策及び対応策に対する十分性の評価等、品質管理体制の整備と運用を図るものとする。
- ③ 地震・洪水・火災等の災害リスク、当社取扱商品に対するクレーム・リスク及び当社に関する風評リスク等については「危機管理対策規程」を定めリスクの発生に備え、管理するものとする。
災害等の不測の事態に対応するため、CSR委員会の傘下にBCM分科会を設置し、不測の事態が発生した場合には当分科会が構築した地震等のための事業継続計画（BCP）に基づく体制に従い、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職務執行の決定を適切かつ機動的に行うため、定例の取締役会を原則毎月1回開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催するものとし、全般的経営方針・経営計画その他職務執行に関する重要事項を協議・決定する。
- ② 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、取締役（非常勤取締役を除く）、常勤監査役、執行役員及び本部長が出席する経営会議を原則毎月2回、本部長連絡会を原則毎月1回開催し、また、各種社内委員会を設置・開催することで、職務執行に関する基本的事項や本部経営課題について討議し、社長及び取締役会の意思決定に資するものとする。
- ③ 取締役会の決定に基づく職務執行については、「業務分掌規程」「職務権限責任規程」その他社内規程において、各役職者の権限及び責任と執行手続きの詳細を定めることとする。

(5) 当社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 監査部（内部統制チーム）は、財務報告の信頼性の確保をするために内部統制の整備と運用を図るものとする。
- ② 子会社の経営管理については、子会社毎に主管部署を定め、当該主管部署が「グループ会社経営管理規程」その他社内規程に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理と指導を行うとともに、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保する。
- ③ 定期的にグループコンプライアンス連絡会を開催するとともに「伊藤忠食品グループコンプライアンス規程」に従い、コンプライアンス体制の整備について子会社を指導し、グループ全体でのコンプライアンスの徹底に努める。
- ④ 子会社での業務の適正を確保するため、子会社において構築した内部統制システムの運用状況について、每期確認を行うこととする。

(6) 反社会的勢力排除に向けた体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、一切の関係をもちない。また、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応する。

(7) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、当社の使用人から補助使用人を任命することを求めることができるものとする。補助使用人の人事評価は監査役が行い、その人事異動については監査役会の意見を聴取した上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保するものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときや、法令違反もしくは定款に違反する事実が判明あるいはそのおそれがあるときは、直ちに監査役に報告する。また、監査役に報告したものに對し、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも行わない。
- ② 監査役は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため取締役会のほかその他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧することができる。

(9) その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、監査部と定期的に会合を持ち、内部監査結果及び内部統制評価について協議または意見交換をするなど、密接な情報交換を行い連携を図る。
- ② 監査役は、監査の実施にあたり必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等より監査業務に関する助言を受けることができる。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

(1) コンプライアンス体制

- ① コンプライアンスを企業に求められる高い倫理観を実践するための基盤として位置づけ、「伊藤忠食品グループコンプライアンス規程」を定め、担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を年2回開催する等、コンプライアンス体制の向上を図っております。また、注意喚起を目的に、定期的に事例紹介等を行う「コンプライアンス通信」を従業員向けに発信しております。
- ② 内部通報システムにおいて受付窓口として設置している外部通報窓口等の具体的な連絡先を、「伊藤忠食品グループ内部通報制度（ホットライン）規程」に基づき、当社及びグループ会社向けポータルサイトに掲載し、問題の早期発見と改善措置に取り組んでおります。また、コンプライアンス意識調査アンケートを実施し、コンプライアンス意識の浸透状況や問題点の把握をいたしました。
- ③ 当社が事業を継続する上で関連性が高いと位置づけた「下請法」・「独占禁止法」の周知徹底を図るため、従業員向けに社内研修を実施いたしました。
- ④ 「環境マネジメントシステム」の周知徹底を図るため、全従業員を対象にEラーニングを実施いたしました。また、役員及び社員を対象に「ハラスメント研修」を開催いたしました。

(2) リスク管理体制

- ① 災害リスクに対応するため、2019年2月、「BCM分科会」が主導し、地震発災から本社対策本部及び営業対策本部設置までを想定した初動対策のBCP訓練を実施いたしました。
- ② 食品の安全管理については、全従業員向けに食品表示や品質保証についての研修を実施し、商品事故やクレームの発生に、よりの確・迅速に対応するため、報告フロー及び記載内容の改訂を行いました。
- ③ 個人情報への対応については、日本工業規格「JIS Q 15001」に適合した「プライバシーマーク制度」の認証を受けており、2019年6月の更新に向けた審査を受けております。
- ④ コーポレートガバナンス・コードの原則の一つである政策保有株式に関する判断基準として求められる一般投資基準を明確にするため、「一般投資基準」の見直しを実施しました。

(3) 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力排除のための基本理念である「反社会的勢力排除の基本方針」及び反社会的勢力との一切の関係を遮断するために必要となる事項について定めた「反社会的勢力排除に関する規程」を制定しております。また、被害を防止し、関係を遮断するための措置として、契約締結にあたり反社会的勢力排除条項の導入を徹底し、既存契約においても適切な検証のもと、見直しを図っております。

(4) 取締役の職務執行

取締役の職務執行の有効性と効率性を確保するため、取締役会において社外取締役が独立した立場から経営の監督が行えるよう決議に加わり適切な助言・指摘を行い、業務執行取締役は、職務執行状況の報告を行っております。

(5) 監査役の職務執行

- ① 監査役会は4名（内、社外監査役2名）で構成され、原則毎月1回開催し、監査に関する重要な事項について意見交換、協議、決議を行っております。
- ② 監査役会にて定めた監査計画に基づき、全監査役が取締役会、常勤監査役がその他重要会議である経営会議、本部長連絡会、投資委員会、コンプライアンス委員会、I S Cグループコンプライアンス連絡会等に出席し、内部統制システムの監視と検証を行っております。
- ③ 監査役監査の実効性を高めるため、常勤監査役は、監査部との間で月1回程度、情報・意見を交換する場を設け、内部監査ならびに内部統制評価の結果や実施の状況について情報を共有しております。また、年1回程度、監査部ならびに会計監査人との間で、情報共有と相互のコミュニケーションの一層の深化を図るため「三様監査情報交換会」を開催しております。
- ④ グループ会社に対しては、常勤監査役が定期的に訪問し、経営陣との面談を通じ、経営状況を確認するとともにグループ会社監査役と適宜情報共有を行い、グループ内部統制の徹底を図っております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	173,311	流動負債	134,068
現金及び預金	4,534	買掛金	122,163
受取手形及び売掛金	88,335	1年以内返済予定の長期借入金	20
商品及び製品	14,266	リース債務	681
未収入金	20,437	未払法人税等	692
預け金	45,612	賞与引当金	1,146
その他	160	役員賞与引当金	59
貸倒引当金	△35	その他	9,304
固定資産	58,977	固定負債	13,171
有形固定資産	20,697	長期借入金	1,459
建物及び構築物	4,636	リース債務	6,630
機械装置及び運搬具	35	繰延税金負債	2,903
器具及び備品	3,224	設備休止損失引当金	76
土地	6,305	資産除去債務	469
リース資産	6,496	退職給付に係る負債	360
無形固定資産	858	その他	1,272
ソフトウェア	749	負債合計	147,240
その他	108	純資産の部	
投資その他の資産	37,422	科 目	金 額
投資有価証券	25,896	株主資本	76,084
長期貸付金	97	資本金	4,923
繰延税金資産	174	資本剰余金	7,165
退職給付に係る資産	1,497	利益剰余金	65,181
差入保証金	9,262	自己株式	△1,185
その他	659	その他の包括利益累計額	8,889
貸倒引当金	△164	その他有価証券評価差額金	8,823
		退職給付に係る調整累計額	65
		非支配株主持分	74
資産合計	232,289	純資産合計	85,049
		負債・純資産合計	232,289

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		667,128
売上原価		630,346
売上総利益		36,781
販売費及び一般管理費		32,738
営業利益		4,042
営業外収益		
受取利息及び配当金	616	
持分法による投資利益	50	
その他	584	1,251
営業外費用		
支払利息	142	
その他	207	350
経常利益		4,943
特別利益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	2	5
特別損失		
投資有価証券評価損	9	
会員権評価損	10	
設備休止損失引当金繰入額	56	76
税金等調整前当期純利益		4,872
法人税、住民税及び事業税	1,584	
法人税等調整額	△21	1,563
当期純利益		3,309
非支配株主に帰属する当期純損失		0
親会社株主に帰属する当期純利益		3,309

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,923	7,165	62,822	△1,185	73,726
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△951		△951
親会社株主に帰属する当期純利益			3,309		3,309
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	2,358	△0	2,357
当 期 末 残 高	4,923	7,165	65,181	△1,185	76,084

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	10,365	144	10,510	25	84,262
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△951
親会社株主に帰属する当期純利益					3,309
自 己 株 式 の 取 得					△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,542	△78	△1,620	49	△1,571
当 期 変 動 額 合 計	△1,542	△78	△1,620	49	786
当 期 末 残 高	8,823	65	8,889	74	85,049

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 5社

会 社 名 : 新日本流通サービス(株)、ISCビジネスサポート(株)、
(株)スハラ食品、(株)アイ・エム・シー、ワイ&アイホールディングス(同)

連結の範囲の変更 当連結会計年度において、2018年12月7日に設立したワイ&アイホールディングス(同)を連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の数 1社

会 社 名 : (株)宝来商店

非連結子会社1社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)は、いずれも少額であり、かつ、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数 1社

会 社 名 : (株)宝来商店

(2) 持分法を適用した関連会社の数 2社

会 社 名 : (株)中部メイカン、コンフェックスホールディングス(株)

持分法の適用の範囲の変更 当連結会計年度において、2019年1月15日にコンフェックスホールディングス(株)の株式を取得したことから、持分法適用の範囲に含めております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日は連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

a. 時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

b. 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産

主として、総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年～31年

機械装置及び運搬具 4年

器具及び備品 5年～12年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年9月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
売上債権等の貸倒による損失の計上に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えて、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。
 - ③ 役員賞与引当金
役員の賞与の支給に備えて、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。
 - ④ 設備休止損失引当金
物流センター等の利用中止に伴い、発生が見込まれる損失について、合理的に見積もった金額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- ① 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生の日翌連結会計年度から処理しております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

（『税効果会計に係る会計基準』の一部改正）の適用）

（『税効果会計に係る会計基準』の一部改正）（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に基づく「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（平成30年3月26日 平成30年法務省令第5号）を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

（連結貸借対照表）

「預け金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 17,285百万円
2. 保証債務
下記の会社の仕入債務について保証を行っております。
(株)宝来商店 404百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	13,032,690	—	—	13,032,690

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	345,307	30	—	345,337

(注) 自己株式の増加30株は、単元未満株式の買取りであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月21日 定時株主総会	普通株式	475	37.5	2018年3月31日	2018年6月22日
2018年10月30日 取締役会	普通株式	475	37.5	2018年9月30日	2018年11月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	475	37.5	2019年3月31日	2019年6月21日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。

未収入金は、主に仕入先からの割戻金であります。その大半は同一仕入先に対する買掛金の残高の範囲内です。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

預け金は、主に親会社である伊藤忠商事㈱のグループ金融制度の利用に伴うものであり、伊藤忠商事㈱の子会社である伊藤忠トレジャリー㈱に対する預け金であります。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日です。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

営業債権については、与信管理規程に従い、取引担当部支店及び事業審査部が、取引先の財務状況を定期的に把握するとともに、取引先毎の債権残高管理を行うことで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスクの管理

投資有価証券については、主に業務上の関係を有する企業の株式ですが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握するとともに、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直ししております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は各部署からの報告に基づき、適時に資金繰りの計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。また、連結子会社においても、同様に管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

((注2) 参照)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	4,534	4,534	-
(2) 受取手形及び売掛金	88,335	88,335	-
(3) 投資有価証券	20,551	20,551	-
(4) 未収入金	20,437	20,437	-
(5) 預け金	45,612	45,612	-
資産計	179,471	179,471	-
(6) 買掛金	122,163	122,163	-
(7) リース債務	7,312	7,917	605
負債計	129,475	130,081	605

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(4) 未収入金及び(5) 預け金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式等の時価については主に取引所の価格によっております。

負 債

(6) 買掛金

これは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) リース債務

リース債務の時価は元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	5,345

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	4,534	-	-	-
受取手形及び売掛金	88,335	-	-	-
未収入金	20,437	-	-	-
預け金	45,612	-	-	-
合 計	158,920	-	-	-

(注4) リース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債務	681	676	668	652	561	4,072

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 6,697円55銭
2. 1株当たり当期純利益 260円86銭
 - ※ 1株当たり当期純利益の算定上の基礎
 - ・ 連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益 3,309百万円
 - ・ 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 3,309百万円
 - ・ 普通株主に帰属しない金額 -百万円
 - ・ 普通株式の期中平均株式数 12,687,357株

退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度または退職一時金制度を、加えて、一部の連結子会社は、確定拠出型の企業年金制度を設けております。

当社は、2019年4月より定年を60歳から63歳への延長することに伴い、確定給付企業年金制度の変更を2019年3月に行いました。この制度変更に伴い、退職給付債務が74百万円増加し、過去勤務費用が同額発生しております。過去勤務費用については、当連結会計年度より従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理をしております。

また、確定給付型の制度の枠外で連合設立型の確定給付企業年金である伊藤忠連合企業年金基金に加入しており、その要拠出額を退職給付費用として処理している同企業年金基金に関する事項は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項（2018年3月31日現在）

a. 年金資産の額	28,330百万円
b. 年金財政計算上の数理債務の額	34,990百万円
c. 差引額（a－b）	△6,659百万円

②制度全体に占める当社の掛金拠出割合(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	3.43%
--	-------

③補足説明

上記①の差引額の主な原因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高11,902百万円及び別途積立金5,242百万円であります。

本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間15年0ヶ月の元利均等償却であります。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	4,176百万円
勤務費用	287
利息費用	44
数理計算上の差異の発生額	△11
退職給付の支払額	△353
過去勤務費用の発生額	74
退職給付債務の期末残高	4,217百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	5,429百万円
期待運用収益	162
数理計算上の差異の発生額	△115
事業主からの拠出額	195
退職給付の支払額	△317
年金資産の期末残高	5,354百万円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表	
積立型制度の退職給付債務	3,857百万円
年金資産	<u>△5,354</u>
	△1,497百万円
非積立型制度の退職給付債務	<u>360百万円</u>
連結貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	△1,136百万円
退職給付に係る負債	360
退職給付に係る資産	<u>1,497</u>
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,136百万円
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	287百万円
利息費用	44
期待運用収益	△162
過去勤務費用の処理額	△3
数理計算上の差異の処理額	68
連合設立型基金への掛金拠出	100
その他	<u>3</u>
確定給付制度に係る退職給付費用	337百万円
(5) 退職給付に係る調整額	
退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。	
過去勤務費用	78百万円
数理計算上の差異	<u>35</u>
合計	113百万円
(6) 退職給付に係る調整累計額	
退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。	
未認識過去勤務費用	68百万円
未認識数理計算上の差異	<u>△163</u>
合計	△94百万円

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

①年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次のとおりであります。

株式	18%
債券	51
保険資産（一般勘定）	28
その他	3
合計	<hr/> 100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.2%
長期期待運用収益率	3.0%

3. 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、4百万円であります。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	169,785	流動負債	132,641
現金及び預	3,030	買掛金	119,582
受取手形	2,227	リース負債	634
売掛金	84,645	未払金	8,773
商品及び製	13,598	未払法人税等	585
前払費用	85	賞与引当金	993
未収入金	20,082	役員賞与引当金	55
預け金	45,612	その他	2,016
貸倒引当金	515	固定負債	10,792
	△12	リース負債	6,528
固定資産	56,293	繰延税金負債	2,684
有形固定資産	16,979	預り保証金	937
建物	2,644	設備休止損失引当金	76
構築物	16	資産除去債務	460
車両運搬具	9	その他	105
器具及び備品	3,086	負債合計	143,433
土地	4,875	純資産の部	
リース資産	6,346	科目	金額
無形固定資産	840	株主資本	73,892
ソフトウェア	735	資本金	4,923
その他の	104	資本剰余金	7,162
投資その他の資産	38,473	資本準備金	7,161
投資有価証券	21,717	その他資本剰余金	0
関係会社株式	3,569	利益剰余金	62,991
関係会社出資金	50	利益準備金	1,230
関係会社長期貸付金	2,827	その他利益剰余金	61,760
長期貸付金	97	固定資産圧縮積立金	48
破産更生債権等	120	特別償却準備金	7
差入保証金	8,363	別途積立金	58,200
その他	1,887	繰越利益剰余金	3,504
貸倒引当金	△160	自己株式	△1,185
		評価・換算差額等	8,753
		その他有価証券評価差額金	8,753
資産合計	226,079	純資産合計	82,645
		負債・純資産合計	226,079

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	652,671
売上原価	618,447
売上総利益	34,224
販売費及び一般管理費	30,573
営業利益	3,651
営業外収益	651
受取利息及び配当金	494
その他	1,146
営業外費用	141
支払利息	210
その他	352
経常利益	4,446
特別利益	2
固定資産売却益	2
投資有価証券売却益	5
特別損失	9
投資有価証券評価損	10
役員権評価損	56
設備休止損失引当金繰入額	76
税引前当期純利益	4,375
法人税、住民税及び事業税	1,400
法人税等調整額	△12
当期純利益	2,987

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当 期 首 残 高	4,923	7,161	0	7,162	1,230
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					
当 期 純 利 益					
固定資産圧縮積立金の取崩					
特別償却準備金の取崩					
別途積立金の積立					
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-
当 期 末 残 高	4,923	7,161	0	7,162	1,230

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金			
	その他利益剰余金			
	固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	55	15	55,500	4,153
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△951
当 期 純 利 益				2,987
固定資産圧縮積立金の取崩	△7			7
特別償却準備金の取崩		△8		8
別途積立金の積立			2,700	△2,700
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	△7	△8	2,700	△648
当 期 末 残 高	48	7	58,200	3,504

招集ご通知

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

(単位：百万円)

	株 主 資 本			評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
	利益剰余金合計				
当 期 首 残 高	60,955	△1,185	71,856	10,279	82,136
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	△951		△951		△951
当 期 純 利 益	2,987		2,987		2,987
固定資産圧縮積立金の取崩	-		-		-
特別償却準備金の取崩	-		-		-
別 途 積 立 金 の 積 立	-		-		-
自 己 株 式 の 取 得		△0	△0		△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				△1,526	△1,526
当 期 変 動 額 合 計	2,035	△0	2,035	△1,526	508
当 期 末 残 高	62,991	△1,185	73,892	8,753	82,645

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式は移動平均法による原価法によっております。
- (2) その他有価証券のうち、時価のあるものは期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。
また、時価のないものは移動平均法による原価法によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産は、定額法によっております。（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年～31年
構築物	10年～20年
車両運搬具	4年
器具及び備品	5年～12年

- (2) 無形固定資産は、定額法によっております。（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年9月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失の計上に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えて、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えて、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(4) 設備休止損失引当金

物流センター等の利用中止に伴い、発生が見込まれる損失について、合理的に見積もった金額を計上しております。

(5) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生翌事業年度から処理しております。

なお、当事業年度末において年金資産が退職給付債務に未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減算した金額を上回ったため、この差額を前払年金費用として投資その他の資産「その他」に含めて表示しております。

5. 消費税等の会計処理方法は、税抜方式を採用しております。

表示方法の変更に関する注記

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)の適用)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に基づく「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(平成30年3月26日 平成30年法務省令第5号)を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示するとともに、税効果会計に関する注記を変更しております。

(貸借対照表)

「預け金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権・債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権	3,392百万円
短期金銭債務	21,305百万円
長期金銭債権	300百万円
長期金銭債務	3,318百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 15,688百万円

3. 保証債務

下記の会社の仕入債務について保証を行っております。

(株)宝来商店 404百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	15,363百万円
仕入高	98,820百万円
運送費	3,977百万円
その他の営業取引高	1,587百万円
営業取引以外の取引高	248百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	345,307	30	—	345,337

(注) 自己株式の増加30株は、単元未満株式の買取りであります。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
未払事業税	51百万円
賞与引当金	304
投資有価証券	589
関係会社株式	15
貸倒引当金	52
資産除去債務	140
その他有価証券評価差額金	9
減損損失	30
その他	397
繰延税金資産小計	1,591百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△687
評価性引当額小計	△687百万円
(繰延税金資産合計)	904百万円
繰延税金負債	
有形固定資産	111百万円
前払年金費用	429
その他有価証券評価差額金	3,048
(繰延税金負債合計)	3,588百万円
(繰延税金負債純額)	2,684百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等負担率の差異の主な項目別内訳

法定実効税率	30.6%
(調整内容)	
交際費等	1.0
受取配当金等	△1.2
住民税均等割	1.1
評価性引当額	△0.0
その他	0.2
税効果会計適用後の法人税等負担率	31.7%

リースにより使用する固定資産に関する注記

1. 当事業年度の末日におけるリース物件の取得価額相当額	4,292百万円
2. 当事業年度の末日におけるリース物件の減価償却累計額相当額	4,178百万円
3. 当事業年度の末日におけるリース物件の未経過リース料相当額	121百万円

(2) 子会社等

属性	会社の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 または 職業	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	新日本流通 サービス(株)	大阪市 中央区	20	貨物運送 取扱業	直接100.0	運送の委託 役員の兼任	貸付資金の 回収	76	関係会社 長期貸付金	1,399
							受取利息	4		

- (注) 1. 関係会社長期貸付金は、物流センター新設に伴う資金の貸付になります。
 2. 消費税等の会計処理は税抜方式によっているため、期末残高には消費税等の額を含んでおりますが、取引金額には消費税等の額は含んでおりません。
 3. 取引条件ないし取引条件の決定方針等
 資金の貸付については、市場金利を勘案した合理的な利率によっております。

属性	会社の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 または 職業	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ワイ&アイ ホールディ ングス(同)	東京都 港区	100	投資事業	直接50.1	役員の兼任	資金の貸付	1,427	関係会社 長期貸付金	1,427
							受取利息	1		未収入金 (利息)

- (注) 1. 関係会社長期貸付金は、株式取得に伴う資金の貸付になります。
 2. 消費税等の会計処理は税抜方式によっているため、期末残高には消費税等の額を含んでおりますが、取引金額には消費税等の額は含んでおりません。
 3. 取引条件ないし取引条件の決定方針等
 資金の貸付については、市場金利を勘案した合理的な利率によっております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 6,513円99銭
 2. 1株当たり当期純利益 235円45銭
- ※ 1株当たり当期純利益の算定上の基礎
- ・ 損益計算書上の当期純利益 2,987百万円
 - ・ 普通株式に係る当期純利益 2,987百万円
 - ・ 普通株主に帰属しない金額 - 百万円
 - ・ 普通株式の期中平均株式数 12,687,357株

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

伊藤忠食品株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神谷直巳 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川合直樹 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、伊藤忠食品株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、伊藤忠食品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

伊藤忠食品株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 神谷直巳 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川合直樹 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、伊藤忠食品株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第101期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）については、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、確認と検証を行いました。
 - ③事業報告に記載されている親会社等との取引については、取締役会等における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。
 - (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を書さぬかどうかについての取締役の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月17日

伊藤忠食品株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	姫野彰	㊦
社外監査役	増岡研介	㊦
監査役	萩原武	㊦
監査役	太田有哉	㊦

以上

招集ご通知

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を最重要政策と認識し、収益力の向上と財務体質の強化を図りながら、内部留保にも意を用い、継続的に安定配当を行う所存であります。

つきましては、以下のとおり第101期の期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金37円50銭

総額 475,775,738円

なお、中間配当金（1株につき37円50銭）を含めました1株当たりの年間配当金は、75円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月21日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 2,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結のときをもって任期満了となります。

つきましては、当社の持続的な企業価値向上ならびにコーポレートガバナンスの強化を図るため、社外取締役を1名増員し、社外取締役3名を含む取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者の氏名、略歴などは次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> おかもと ひとし 岡本均 1956年6月14日生	1980年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2007年4月 同社 ファッションアパレル部門長代行(兼)ファッションアパレル第一部長 2008年4月 同社 執行役員ファッションアパレル部門長 2010年4月 同社 常務執行役員繊維カンパニープレジデント 2010年6月 同社 代表取締役常務執行役員繊維カンパニープレジデント 2014年4月 同社 代表取締役専務執行役員繊維カンパニープレジデント 2016年4月 同社 代表取締役専務執行役員CSO・CIO 2018年4月 当社 社長執行役員 2018年6月 当社 代表取締役社長社長執行役員（現任）	1,000株
<div style="border-top: 1px dashed black; padding-top: 5px;"> ■取締役候補者とした理由 岡本均氏は、上記略歴に記載のとおり、経営者として十分な実績と高い倫理観及び公明性を有しております。昨年、代表取締役社長に就任以来、強いリーダーシップを発揮し、株主の皆さまの負託に応えるべく、経営の舵取りを担っております。これらのことから当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、同氏を取締役候補者といいたしました。 </div>			
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> おおがま けん いち 大釜賢一 1954年3月20日生	1973年4月 当社 入社 2002年4月 当社 大阪支社営業第八部長 2007年12月 当社 執行役員西日本営業本部副本部長 2008年4月 当社 執行役員東海営業本部部長 2011年4月 当社 常務執行役員西日本営業本部部長 2012年6月 当社 取締役常務執行役員西日本営業本部部長 2014年4月 当社 取締役常務執行役員営業統括本部統括部長 2014年6月 当社 取締役専務執行役員営業統括本部統括部長 2017年4月 当社 取締役専務執行役員社長補佐 2017年6月 当社 取締役専務執行役員営業グループグループ長 2019年4月 当社 取締役専務執行役員営業統括部門部門長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社アイ・エム・シー代表取締役会長	2,200株
<div style="border-top: 1px dashed black; padding-top: 5px;"> ■取締役候補者とした理由 大釜賢一氏は、営業部門の統括責任者として従事し、食品流通業界における豊富な業務経験と幅広い見識を有しております。また、当社の安定収益の確保を牽引するとともに、あらたな収益源の確保ならびに営業各部の有機的な連携に寄与しております。これらのことから当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、同氏を取締役候補者といいたしました。 </div>			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	<p>再任</p> <p>かわ ぐち こう いち 川 口 浩 一 1957年12月16日生</p>	<p>1982年4月 伊藤忠商事株式会社入社 1998年5月 同社 石炭部石炭第一課長 2006年4月 同社 石炭部長 2013年4月 同社 石炭・原子力・ソーラー部門長 2015年4月 同社 アセアン・南西アジア総支配人補佐(兼)伊藤忠インドネシア会社社長 2016年4月 同社 アジア・大洋州総支配人補佐(兼)伊藤忠インドネシア会社社長 2017年6月 当社 取締役執行役員職能本部本部長(兼)コンプライアンス担当 2018年4月 当社 代表取締役執行役員職能本部本部長(兼)情報システム本部本部長(兼)コンプライアンス担当 2018年6月 当社 取締役執行役員職能本部本部長(兼)情報システム本部本部長(兼)コンプライアンス担当 2018年9月 当社 取締役執行役員職能本部本部長(兼)経営企画本部本部長(兼)情報システム本部本部長(兼)コンプライアンス担当(兼)C S R 担当 2019年4月 当社 取締役常務執行役員管理統括部門部門長(兼)管理本部本部長(兼)コンプライアンス担当(兼)C S R 担当 (現任)</p>	200株
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>川口浩一氏は、2017年6月に当社取締役に就任して以来、当社の管理部門の統括責任者として、コンプライアンスの徹底、人事諸制度の改革ならびに業務改善の推進など経営基盤の強化に貢献しております。また、伊藤忠商事株式会社において、同社の海外現地法人の社長を務めるなど、経営管理の実務経験や幅広い見識を有しております。これらのことから当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。</p>			
4	<p>新任</p> <p>かわ はら みつ お 河 原 光 男 1959年3月26日生</p>	<p>1982年4月 当社 入社 2005年10月 当社 東日本営業本部営業第九部部長 2010年10月 当社 東日本営業本部副本部長 2012年4月 当社 広域第一営業本部本部長 2012年6月 当社 執行役員広域第一営業本部本部長 2018年4月 当社 執行役員営業グループ副グループ長(兼)広域第一営業本部本部長 2019年4月 当社 常務執行役員営業統括部門部門長代行(兼)広域営業本部本部長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) コンフェックスホールディングス株式会社取締役 (非常勤) コンフェックス株式会社取締役 (非常勤)</p>	1,400株
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>河原光男氏は、長年営業部門に従事し、営業分野における豊富な業務経験と知見を有しております。また、2012年からは執行役員として積極的な営業展開を推進するとともに、取引先との関係強化等に尽力し、当社の営業業績を牽引しております。これらのことから当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> おおさき つよし 大 崎 剛 1960年4月20日生	1984年4月 伊藤萬株式会社入社 1990年8月 伊藤忠商事株式会社入社 2008年4月 同社 繊維資材・ライフスタイル部繊維資材・ライフスタイル第二課長 2010年4月 同社 繊維資材・ライフスタイル部長 2015年7月 伊藤忠ホームファッション株式会社代表取締役社長 2016年4月 当社 顧問 2016年6月 当社 取締役執行役員営業統括本部統括副本部長 2017年6月 当社 取締役執行役員営業グループグループ長補佐(兼)広域第三営業本部管掌 2018年4月 当社 取締役執行役員広域第四営業本部本部長 2019年4月 当社 取締役執行役員経営統括部門部門長 (現任) (伊藤忠商事株式会社より出向)	—
■取締役候補者とした理由 大崎剛氏は、2016年6月に当社取締役役に就任して以来、営業部門においては、新たな付加価値を追求する新規事業を展開するとともに競争優位な商品開発を実行するなど積極的な営業展開に貢献しております。また、本年4月からは経営統括部門の責任者として適切に職務を遂行しております。これらのことから当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。			
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> なかじま さとし 中 島 聡 1963年8月30日生	1987年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2010年5月 同社 財務部財務企画室長 2013年5月 同社 IR室長 2016年5月 同社 エネルギー・化学品カンパニーCFO 2019年4月 当社 執行役員経財本部本部長 (現任) (伊藤忠商事株式会社より出向) (重要な兼職の状況) 伊藤忠エネクス株式会社監査役 (非常勤) 2019年6月中旬退任予定	—
■取締役候補者とした理由 中島聡氏は、伊藤忠商事株式会社において、長年にわたり、主に財務、会計部門に従事し、財務企画室長、IR室長、エネルギー・化学品カンパニーCFOを歴任するなど、財務、会計及びIR分野に関する豊富な経験と専門知識を有しております。また、本年4月より、当社執行役員経財本部本部長として適切に職務を遂行しております。これらのことから当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	氏 名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> ほそ み けん すけ 細 見 研 介 1962年12月31日生	1986年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2002年4月 同社 ブランドマーケティング事業部ブランドマーケティング第七課長 2010年4月 同社 ブランドマーケティング第三部長 2014年4月 同社 ブランドマーケティング第二部門長 2015年7月 同社 C P ・ C I T I C 戦略室長代行 2017年4月 同社 執行役員食品流通部門長 2017年6月 当社 取締役 (現任) 2019年4月 伊藤忠商事株式会社執行役員食料カンパニーエグゼクティブバイスプレジデント(兼食品流通部門長 (現任)) (重要な兼職の状況) 伊藤忠商事株式会社執行役員食料カンパニーエグゼクティブバイスプレジデント(兼食品流通部門長 株式会社日本アクセス取締役 (非常勤) TAIWAN DISTRIBUTION CENTER CO.,LTD.副董事長 (非常勤) ワタキューセイモア株式会社社外監査役	—
<div style="border-top: 1px dashed black; padding-top: 5px;"> ■取締役候補者とした理由 細見研介氏は、伊藤忠商事株式会社において、執行役員食料カンパニーエグゼクティブバイスプレジデントを務められ、食品流通業界における幅広い見識等を有しております。また、2017年6月に当社取締役に就任して以来、経営に関する助言、提言を行うなど適切に役割を遂行しております。これらのことから当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。 </div>			
8	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;">社外取締役</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;">独立役員</div> はし もと けん 橋 本 健 1951年9月7日生	1974年4月 花王石鹼株式会社 (現花王株式会社) 入社 1999年11月 同社 化成品事業部長 2006年3月 同社 購買部門統括 2008年6月 同社 取締役執行役員 2012年6月 同社 取締役常務執行役員会計財務部門担当(兼情報システム部門担当) 2013年3月 同社 購買部門担当 2014年8月 株式会社吉川国工業所 顧問 (現任) 2016年6月 当社 取締役 (現任) (重要な兼職の状況) タカラスタンダード株式会社社外取締役	—
<div style="border-top: 1px dashed black; padding-top: 5px;"> ■社外取締役候補者とした理由 橋本健氏は、花王株式会社において要職を歴任し、経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識等を有しております。また、2016年6月に当社社外取締役に就任して以来、客観的かつ公正な立場でコーポレートガバナンスの向上に資する助言ならびに業務執行に対する監督など適切に役割を果たしております。これらのことから当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、同氏を社外取締役候補者といたしました。 </div> <div style="border-top: 1px dashed black; padding-top: 5px;"> ■独立役員に関する事項 当社は、橋本健氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。 </div>			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
9	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;">社外取締役</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;">独立役員</div> みや さか やす ゆき 宮 坂 泰 行 1952年4月1日生	1975年11月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1980年3月 公認会計士登録 1990年6月 同法人 パートナー 2010年10月 同法人 リスク管理・審査室（IFRS）長 2017年6月 同法人 退所 2017年7月 宮坂泰行公認会計士事務所所長（現任） 2018年6月 当社 取締役（現任） （重要な兼職の状況） 宮坂泰行公認会計士事務所所長 参天製薬株式会社社外監査役	—
<p>■社外取締役候補者とした理由</p> <p>宮坂泰行氏は、企業財務及び会計に関する高度な専門性と豊富な経験を有しております。また、昨年6月に当社社外取締役に就任して以来、主に公認会計士としての専門的見地等から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言ならびに業務執行に対する監督など適切に役割を果たしております。これらのことから当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、同氏を社外取締役候補者といたしました。</p> <p>■独立役員に関する事項</p> <p>当社は、宮坂泰行氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。</p>			
10	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;">社外取締役</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;">独立役員</div> おく だ たか こ 奥 田 高 子 1956年5月7日生	1979年4月 サントリー株式会社入社 2000年4月 同社 ワイン事業部課長 2003年4月 同社 お客様コミュニケーション部東京お客様センター課長 2005年9月 東京電力株式会社入社 同社 販売営業本部営業部くらしのラボグループマネジャー 2008年7月 同社 販売営業本部営業部部長(兼)くらしのラボグループマネジャー 2014年7月 同社 カスタマーサービス・カンパニーCS推進室長 2016年4月 東京電力エナジーパートナー株式会社CS推進室長 2018年4月 同社 CX推進担当（嘱託）（現任） （重要な兼職の状況） 東京電力エナジーパートナー株式会社CX推進担当（嘱託）	—
<p>■社外取締役候補者とした理由</p> <p>奥田高子氏は、酒類等の商品開発などに知見を有する他、長年にわたり顧客満足度ならびにステークホルダーの信頼性向上に寄与する業務に携わっております。直接会社経営に関与したことはありませんが、CS分野での豊富な経験を有する同氏を社外取締役として迎えることで、取締役会の多様性を高め、さらなる議論の活性化が期待できることから当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、同氏を社外取締役候補者といたしました。</p> <p>■独立役員に関する事項</p> <p>当社は、奥田高子氏が選任された場合は、同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。</p>			

募集
と
通
知

事
業
報
告

計
算
書
類
等

監
査
報
告
書

株
主
総
会
参
考
書
類

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 橋本健氏、宮坂泰行氏及び奥田高子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 橋本健氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結のときをもって3年となります。
4. 宮坂泰行氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結のときをもって1年となります。
5. 岡本均氏は、当社の特定関係事業者である伊藤忠商事株式会社の業務執行者でありました。
同社における過去5年間の業務執行者としての地位及び担当は、46頁の略歴に記載のとおりであります。
6. 川口浩一氏は、当社の特定関係事業者である伊藤忠商事株式会社の業務執行者でありました。
同社ならびにその他の特定関係事業者における現在及び過去5年間の業務執行者ならびに役員としての地位及び担当は、47頁の略歴に記載のとおりであります。
また、同氏は、過去5年間において、特定関係事業者であるITOCHU Coal Americas Inc.、ITOCHU Minerals & Energy of Australia Pty Ltd及びPT.BHIMASENA POWER INDONESIAの役員でありました。
7. 大崎剛氏は、当社の特定関係事業者である伊藤忠商事株式会社の業務執行者でありました。
同社ならびにその他の特定関係事業者における現在及び過去5年間の業務執行者ならびに役員としての地位及び担当は、48頁の略歴に記載のとおりであります。
また、同氏は、過去5年間において、特定関係事業者である株式会社寺岡製作所の役員でありました。
8. 中島聡氏は、当社の特定関係事業者である伊藤忠商事株式会社の業務執行者でありました。
同社ならびにその他の特定関係事業者における現在及び過去5年間の業務執行者ならびに役員としての地位及び担当は、48頁の略歴に記載のとおりであります。
また、同氏は、過去5年間において、特定関係事業者であるタキロンシーアイ株式会社及び伊藤忠エネクス株式会社の役員でありました。
9. 細見研介氏は、当社の特定関係事業者である伊藤忠商事株式会社の業務執行者であります。
同社ならびにその他の特定関係事業者における現在及び過去5年間の業務執行者ならびに役員としての地位及び担当は、49頁の略歴に記載のとおりであります。
また、同氏は、過去5年間において、特定関係事業者である川辺株式会社、コンフェックス株式会社及び株式会社ファミリーマートの役員でありました。
10. 責任限定契約の内容の概要について
当社は、橋本健氏、宮坂泰行氏及び細見研介氏と会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。本総会において各氏が再任された場合には、当該契約は継続となります。なお、当社は、奥田高子氏が選任された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

